

(法務委員会)

少年院法及び少年鑑別所法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（閣法第四〇号）

（衆議院送付）要旨

本法律案は、少年院法及び少年鑑別所法の施行に伴い、旧少年院法を廃止するほか、関係法律の規定の整備を行うとともに、所要の経過措置を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 廃止する法律

少年院法（昭和二十三年法律第六十九号）

二 次に掲げる法律の規定の整備

1 電波法（昭和二十五年法律第三百一十一号）

2 少年の保護事件に係る補償に関する法律（平成四年法律第八十四号）

3 国際受刑者移送法（平成十四年法律第六十六号）

4 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成十七年法律第五十号）

5 更生保護法（平成十九年法律第八十八号）

6 法務省設置法（平成十一年法律第九十三号）

三 この法律は、少年院法の施行の日から施行する。